

令和8年度 佐世保市監査計画

1. 目的

佐世保市監査計画（以下「計画」という。）について、佐世保市監査委員監査基準第7条の規定に基づき監査等を効率的かつ効果的に実施するために策定する。

なお、計画に使用した法令名の略語は次のとおりである。

「自治法」…地方自治法

「公企法」…地方公営企業法

「健全化法」…地方公共団体の財政の健全化に関する法律

2. 重点的取組事項

令和8年度は、下記①～④に重点的に取り組む。

- ① 定期監査においては、監査対象部局のリスク管理の状況、財務事務に関する内部統制事故報告事項、過去の指摘事項の措置状況等を鑑み重点項目を設定する。また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）化によって変更となった事務に留意しつつ、フォローアップ監査や行政監査の結果などを踏まえ、各種監査等との連携を図り、効率的かつ効果的な監査を実施する。
- ② 監査結果において、措置を講ずる必要があると認める事項については、提出期限を設け、適時適切に措置状況を公表する。
また、未措置となる事項については、定期的に報告を求めるなどフォローアップの充実を図るとともに、監査委員が必要があると認めるとき、勧告を行い監査の実効性の確保に努める。
- ③ 内部統制及び制度担当部署との連携（課題の共有及び今後の対策の検討等）などにより、全庁的に見られる不備事項について、特段の対応を求めていく。
また、令和7年度に生じた不備件数の大幅な増加に対して、会計事務等適正化委員会が講じた改善策が有効に機能しているかを確認する。
- ④ 各種監査等の実効性を高めていくため、専門的な監査能力・知識の向上や監査技術のスキルアップを図る。

3. 実施予定の監査等の種類、対象等

I 財務監査(自治法第199条第1項)

① 定期監査(自治法第199条第4項)

(1) 目的

市の収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを監査する。

(2) 実施方法

実施に当たっては、対象となる執行機関の長に対して事前に通知し、電子決裁・文書管理システム等における閲覧データ（以下「閲覧データ」という）及び提出された資料の精査や調査、公有財産・貯蔵品の実査等を行う。

また、必要に応じ実査の前に、対象となる執行機関に対して監査委員がヒアリングを行い、特に確認を要する事項については、実査の重点項目とする。

(3) 対象部局等(1 2 部局)

農業委員会事務局、消防局、防災危機管理局、農林水産部、議会事務局、保健福祉部、市民生活部、教育委員会、文化スポーツ部、子ども未来部、水道局、経済部

(4) 監査の着眼点

着眼点（収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務の各事務が適正か）において、当該部局等の事務・事業及びリスク管理（財務事務関係の内部統制事故報告事項を含む）の状況を踏まえて、重点項目をその都度設定する。

また、監査の実効性を確保するため、前回の指摘事項は措置通知書に基づき着実に改善が図られているか検証する。

さらに内部統制事故報告事項が、全庁に共通する場合は、潜在的なリスクと捉え、状況の確認を行う。

(5) 提出を求める資料

収入・支出伝票、契約関係書類及びこれらの根拠となる書類(決裁文書等)並びに財産管理に関する書類、その他監査委員が必要と認める書類

(6) 報告書の提出及び公表(自治法第 199 条第 9 項)

監査結果報告書は、議会、市長及び関係のある委員会に提出し、公表する。

② 随時監査<工事監査>(自治法第 199 条第 5 項)

(1) 目的

市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを監査する。

(2) 実施方法

監査委員が必要があると認めるとき、佐世保市工事監査実施要項に基づき、専門的調査を行う機関に技術士の派遣を依頼して技術支援を受け、その調査結果報告をもとに監査委員が監査結果を決定する。

(3) 提出を求める資料

契約書、設計図書、内訳書、工程表等

(4) 報告書の提出及び公表(自治法第 199 条第 9 項)

定期監査の例による。

③ 随時監査<工事監査以外>(自治法第 199 条第 5 項)

(1) 目的

定期監査と同じく、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを監査する。

(2) 実施方法

監査委員が必要があると認めるとき、定期監査とは別に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査を行う。

(3) 提出を求める資料

当該事務、事業に関する資料等

(4) 報告書の提出及び公表(自治法第 199 条第 9 項)

定期監査の例による。

Ⅱ 行政監査(自治法第 199 条第 2 項)

(1) 目的

一般行政事務の執行が、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、効率的かつ合理的に行われているかを監査する。

(2) 実施方法

監査委員が必要があると認めるとき、対象となる具体的な事務、事業を選定し、実施する。当該事務、事業に関する資料等(閲覧データを含む)を調査、確認し、実情聴取や質疑を行う。

原則として令和 7 年度に引き続き「事故等の再発防止策とリスク管理の状況」をテーマとして実施する。

(3) 提出を求める資料

当該事務、事業に関する資料等

(4) 報告書の提出及び公表(自治法第 199 条第 9 項)

定期監査の例による。

Ⅲ 財政援助団体等監査(自治法第 199 条第 7 項)

(1) 目的

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体等について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正に行われているかを監査する。

(2) 実施方法

財政援助団体、出資団体等の中から抽出・選定し、実施する。

当該補助金・出資金等に関する書類(閲覧データを含む)及び団体等の出納関係書類を調査、確認し、実情聴取や質疑を行う。

- (3) 提出を求める資料
補助金・出資金等の目的に係る団体等及び所管部局の財務事務に関する書類等
- (4) 報告書の提出及び公表(自治法第 199 条第 9 項)
定期監査の例による。

IV 住民監査請求に基づく監査(自治法第 242 条)

市民の請求に基づき、適切かつ法定期限内に監査を行う。

V その他の監査

- (1) 住民の直接請求に基づく監査(自治法第 75 条第 1 項)
- (2) 議会の要求に基づく事務の監査(自治法第 98 条第 2 項)
- (3) 市長の要求に基づく事務の監査(自治法第 199 条第 6 項)
- (4) 市長又は企業管理者の要求に基づく指定された金融機関の公金の収納又は支払の事務の監査
(自治法第 235 条の 2 第 2 項、公企法第 27 条の 2 第 1 項)
- (5) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する事実の有無等の監査(自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項、公企法第 34 条)

VI 例月出納検査(自治法第 235 条の 2 第 1 項)

- (1) 目的
会計管理者及び公営企業の管理者が取り扱う現金の在 high 及び検査資料の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。
- (2) 実施方法
実施に当たっては、各金融機関の残高証明と出納に関する諸表を照合し、計数等の確認や調査を行う。
- (3) 提出を求める資料
 - ① 一般会計・特別会計
各金融機関からの残高証明書、公金収支月報、資金残高表、歳入月計表、歳出月計表、歳入歳出外現金受払表、歳計現金及び歳入歳出外現金等収支現計表
 - ② 企業会計
各金融機関からの残高証明書、合計残高試算表、資金予算表、財務諸表
- (4) 報告書の提出(自治法第 235 条の 2 第 3 項)
検査結果に関する報告書を、議会及び市長に提出する。

VII 決算審査及び基金運用状況並びに健全化判断比率等審査(自治法第 233 条、第 241 条第 5 項、公企法第 30 条第 2 項、健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項)

(1) 目的

次のとおり審査する。

① 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算執行や事業経営が適正かつ効率的に行われたかを審査する。

② 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われたかどうかを審査する。

③ 健全化判断比率等審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率が、正確に算定されているかを審査する。

(2) 実施方法

決算書類等の計数の確認、照合をし、実情聴取や質疑を行う。

(3) 提出を求める資料

自治法第233条第2項、公企法第30条第2項及び健全化法第3条第1項により審査に付される書類、その他関係資料等

(4) 意見書の提出(自治法第233条第3項、公企法第30条第4項、健全化法第22条)

審査意見書は市長に提出する。

Ⅷ 外部監査に伴う事務(自治法第2編第13章)

外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、外部監査人の監査の事務に協力する。また、外部監査結果に関する報告の提出及び措置の通知があったときは、公表する。

4. 監査等の実施体制

監査事務局職員が、監査委員の命を受け担当事務を処理し、それを基に監査委員が監査結果等を決定する。

各種監査等について、DX化の進捗状況に留意して実施するものとする。

5. 監査等の実施予定時期

各監査等の実施時期は、別紙「令和8年度監査年間スケジュール」のとおりとする。但し、必要に応じ監査委員は監査計画を変更することができるものとする。

